令和７・８年度競争入札参加資格申請の手引き
（測量、建設コンサルタント業務等）

○はじめに

令和７・８年度の安来市が発注する測量、建設コンサルタント業務等の競争入札等に参加を希望される方は、入札参加資格審査を受ける必要があります。資格審査については、以下により申請を行ってください。

申請方法は、インターネットを利用した**「島根県電子調達共同利用システム」による電子申請**です。なお、入札参加資格申請にはＩＣカード（電子証明書）は不要です。

申請に当たっては、この手引きのほか、島根県ホームページ掲載の以下の手引きをご確認の上、手続きを行ってください。

ただし、やむを得ない事情により電子申請が困難で、安来市へのみ申請を希望される場合は、事前にご相談ください。

島根県ホームページ　令和7・8年度入札参加資格定期申請(工事・業務)について
（https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/shikaku/shinsei_doboku/reiwa78nendonyuusatusankasikaku.html）

測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き

１．手引き（共通編：業務）
２．手引き（個別編：業務）
３．手引き（操作マニュアル編：業務）
４．手引き（技術者情報・個別情報編：業務）

○申請期間

令和６年１１月１日（金）　～　令和７年１月１６日（木）

※定期申請時のシステムの稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日８時から２３時です。ただし、土日・祝日・12月28日～1月5日までの間はシステムが稼動しませんのでご注意ください。

※申請期間内に資格申請システムによる本登録を完了し、かつ、共通添付書類・個別添付書類の提出が完了していなければなりません。安来市への書類提出方法は持参又は郵便若しくは信書便とし、郵便又は信書便の場合のみ、申請期間最終日での消印を有効とします。（消印（発送）日がない場合は無効となります。）

○測量、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格者登録申請に必要な要件

・地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当しないこと。

・資格審査を希望する業種について、次に掲げる登録を受けていること。
ア　測量業務：測量法第５５条第１項に規程する登録。
イ　建築関係建設コンサルタント業務：建築士法第２３条第１項の規程による登録
ウ　ア・イ以外の業務については、登録が無くても希望できることとするが、その業務を十分な体制で実施できること。
・社会保険料の滞納がないこと。
・安来市税の滞納がないこと。
・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規程する暴力団員または同条第２号に規程する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。
※今回参加登録された場合で、入札参加資格の有効期間中に、いずれかの必要要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することができなくなります。

○参加資格審査を行う業務種別

別表のとおりです。

○審査結果の通知

［電子申請の場合］審査結果は、システムによる認定完了メールにおいて通知されます。書面による通知は行いません。また、システムでも確認が出来ます。

［紙申請の場合］

返信用切手の提出があった者にのみ通知します。

○登録申請の対象と有効期間

登録申請の対象は、安来市（上下水道部、市立病院の企業会計を含む）が発注する測量、建設コンサルタント業務等です。

登録の有効期限は、**令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで**です。

○競争入札参加資格者登録の申請者

支店等の営業単位で申請することはできません。代表者名での申請となります。入札･契約についての権限を営業所、支社等に委任する場合は、システム内の「営業所登録」において受任者となる営業所、支社等を登録した上で、「申請先自治体別営業所選択」において、委任状況を登録してください。

なお、委任をする場合は別途安来市へ委任状の提出をお願いします。

○提出書類

申請に必要な書類については次のとおりです。共通審査団体へ提出する書類と安来

市へ提出する個別書類があります。電子調達システムからそれぞれに必要な書類送付票と提出先が印刷されますので、内容と送付先をご確認のうえ提出してください。
※添付書類のうち、許認可に係る書類の写しには、有効期限を設けています。
※各種証明書については、**証明日が申請日の３か月前の日以降のもの**とします。
※納税証明書（市税、消費税等）、社会保険料等については、滞納がある場合申請を受理することができません。

①共通審査団体提出書類（安来市が共通審査団体の場合のみ）

番号	名称	備考
１	共通添付書類送付票	資格申請システムより出力されるもの
２	誓約・同意【共通審査用】	資格申請システムより出力されるもの ※代表者の記名、押印をしたもの
３	[法人]登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可) [個人]本籍地発行の代表者身分(元)証明書(写し可)	証明日が申請日の３か月前の日以降のもの
４	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)（注１）	証明日が申請日の３か月前の日以降のもの
５	財務諸表(写し)	直前の決算報告書１ヶ年分
６	登録に関する証明書等(写し)	システムに登録事業を入力した者のみ 申請日時点で有効なもの。証明書は申請日の３か月以内に発行のもの
７	ISO9000S 及び 14000S 認証(写し)	システムに入力した者のみ
８	営業所一覧表(参考様式)業務−１号	※島根県土木総務課建設産業対策室のホームページから参考様式をダウンロードし、入力後アップロードによるデータ提出
９	測量等実績調書(参考様式)業務−２号	
１０	技術者経歴書(参考様式)業務−３号	
１１	役員等名簿（共通様式１号）	

②安来市個別提出書類（安来市に必ず提出してください）

番号	名称	備考
１	個別添付書類送付票（安来市）	資格申請システムより出力されるもの
２	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの	資格申請システムより出力されるもの
３	業態調書(注２)	関係会社等の有無に関わらず提出
４	使用印鑑届(注２)	申請者の実印と使用印を押印 入札契約について委任を行う場合であっても、上記のとおりとし、委任先の使用印は委任状に押印
５	委任状(注２)	委任を行う場合のみ

６	安来市の市税納税証明書（写し可）	安来市内に本社又は支店等を置く者
７	社会保険料納入証明書（写し可） （注３）	加入が義務付けられている全ての法人及び個人にあっては従業員５人以上の適用事業所。（年金事務所より発行されるもの。健保組合等への加入事業所については、各組合等が発行可能なもの。）
８	支店等における有資格者常勤状況調書 （注２）	島根県外に本店を有する者で島根県内に支店等を有する者
９	市税納税状況確認同意書（注２）	申請者の実印もしくは使用印を押印 ※使用印鑑届の印を押印してください。 安来市内に本社又は支店等がない場合も提出
１０	営業所一覧表	システムにデータを添付したものを印刷して提出
１１	測量等実績調書	システムにデータを添付出来ない場合のみ書面により提出
１２	技術者経歴書	システムにデータを添付出来ない場合のみ書面により提出
１３	Ａ４フラットファイル	提出書類を上記番号順に綴じて提出 色指定なし、表紙へ社名等の記入は不要

※安来市へ紙で申請する場合は、必ず事前に財政課へ相談を行うこと。

（注１）消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない」旨の記載のある納税証明書「その３」（証明を受けようとする税目で「消費税及地方消費税」を選択し請求したもの）を提出してください。

（注２）様式は以下の安来市ホームページからダウンロードしてください。

トップページ：しごと：入札・契約：新着情報：令和７～８年度安来市測量、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査申請について

（注３）社会保険料納入証明書

社会保険適用事業所の場合は、本社管轄の日本年金機構年金事務所で発行された「社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書を提出してください。健保組合、共済組合等に加入している場合は、所定の様式により、当該組合等に未納がないことを確認された証明書を提出してください。なお、健保・共済組合等日本年金機構以外に加入している場合は、組合等の独自様式の証明でも可とします。

確認の対象期間は直近２年間とします。加入期間が２年間未満の場合は、加入から申請までの期間とします、合併等により２年間の確認が出来ない場合は、２年間に満たない期間について旧商号等での確認が必要です。

問合せ先

〇競争参加資格審査申請に関すること

安来市役所財政課入札契約係

TEL:0854-23-3037　FAX：0854-23-3152

E-mail：keiyaku@city.yasugi.shimane.jp

〇システムに関すること

島根県電子調達システムヘルプデスク

TEL:0852-25-6701

別表

測量	測量一般	土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸･海洋
	地図の調整		港湾及び空港
	航空測量		電力土木
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般		道路
	意匠		鉄道
	構造		上水道及び工業用水道
	冷暖房		下水道
	衛生		農業土木
	電気		森林土木
	建築積算		水産土木
	機械積算		廃棄物
	電気積算		造園
	工事監理（建築）		都市計画及び地方計画
	工事監理（電気）		地質
	工事監理（機械）		土質及び基礎
	調査		鋼構造及びコンクリート
	耐震診断		トンネル
	地区計画及び地域計画		施工計画・施工設備及び積算
地質調査業務			建設環境
補償関係コンサルタント業務	土地調査		機械
	土地評価		電気電子
	物件		その他
	機械工作物		
	営業補償・特殊補償		
	事実損失		
	補償関連		
	総合補償		
	不動産鑑定		
	登記手続等		